



ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金

募集期間

2020年6月19日から2021年1月29日まで

目的

ものづくり分野での女性や高齢者の人材確保や定着を支援するため、市内の中小製造業者・建設業者が、女性専用設備（トイレ、更衣室、休憩室等）、また、女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置など、女性や高齢者が働きやすい職場環境の改善に取り組む際に、必要な経費の一部を助成します。募集期限令和3年1月29日(金)ですが、予算が終了しだい受付終了となる可能性があります。

支援内容

対象事業

女性や高齢者の人材確保や定着を目的とした次の事業で次項の交付要件を全て備えているもの。

(1) 女性専用設備の設置（新設、改修） 例：トイレ、更衣室、休憩室など

- ・1回の申請で更衣室と休憩室など複数の設備を組み合わせて申請できます。
- ・男女兼用トイレを「男性用」と「女性用」に改修する場合、女性用トイレに係る費用部分が原則対象となります。
- ・女性専用の既存設備を改修する場合、新たに機能強化するなど、現状からの改善点があれば対象となります。

(2) 女性専用設備の設置に伴う備品の購入 例：ロッカー、椅子、テーブルなど

- ・工事現場等に設置する女性専用の仮設トイレの購入は、常設の設備の設置とみなし対象となります（リースは対象外）。
- ・設備の機能を維持するために最小限必要と認められる備品に限り対象となります。

(3) 女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入 例：クレーン、バルンサーなど

- ・1回の申請で複数の機器を組み合わせて申請できる。
- ・既存の機器の改修は対象外。女性や高齢者が行うと身体的な負担が強い作業の負担が軽減されるなど、現状からの改善点があれば対象となる。

支援規模

【対象経費】

1. 工事費（最小限必要と認められる付帯工事費を含む）、設計監理費
2. 備品購入費

（注）対象経費に係る消費税・振込手数料は除く

【助成金額】

対象経費の2分の1以内、上限50万円（千円未満の端数切捨て）

対象者の詳細

中小製造業者・建設業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの。

1. 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者（中小企業者）で、日本標準産業分類における製造業又は建設業を主たる事業として営む者であること。
2. 北九州市内に事業所を有すること。
3. 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
4. 北九州市税を滞納していないこと。
5. 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。（工事の施工者、サービスの提供者を含む）

対象地域



お問い合わせ

北九州市産業経済局中小企業振興課 北間、柴田
 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階
 TEL：873-1433 FAX：873-1434

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金